

令和 8 年 3 月

定例教育委員会会議

会 議 録

令和 8 年 3 月 2 5 日開催

会 議 録

開催日時		令和8年3月25日（水） 午後2時00分 開会 午後3時20分 閉会	
場 所		旭川市教育委員会 教育委員会室	
出席者	教育長 及び委員	教育長 和田 英邦、 教育長職務代理者 伊東 義晃、委員 山崎 與吉 委員 坂田 葉子、委員 鎌本 かおり	
	事務局	説明員 学校教育部長 坂本 考生 社会教育部長 田村 司 学校教育部次長 中瀬 恭子 社会教育部次長 登野 千夏 学校教育部主幹 田村 貴史 社会教育部次長 松野郷正文 適正配置担当課長 小松 義尊 文化振興課長 坂本 剛 学校ICT担当課長 成田 一郎 教職員課長 山下 聡司 教育指導課長 工藤 秀敏 学校保健課長 池田 満則	
	事務局職員	教育政策課主査 篠原 広光 教育政策課主査 朝倉 裕幸	
	傍聴者	0人	
公開・非公開の別		一部非公開	
会議次第		1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 旭川市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令の制定について ・議案第2号 旭川市教育委員会職員の特殊勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について ・議案第3号 旭川市学校教育情報化推進計画の改訂について ・議案第4号 旭川市立小中学校働き方改革推進プラン(第3期)の改訂について ・議案第5号 第5次旭川市子ども読書活動推進計画の策定について ・報告第1号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について ・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・報告第3号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について ・報告第4号 旧旭川市立旭川第1小学校施設跡利用候補者選定委員会委員の委嘱(臨時代理)について 5 報告事項 (1) いじめの重大事態に係る調査報告書及び公表について	

	(2) 使用料・手数料の見直し案に対する市民参加手続等の結果について (3) 「あさひかわ子どもの資質能力育成ビジョン」の策定について (4) 新たな学びの場の創出について (5) いじめの重大事態に係る訴訟への対応状況について (6) 令和9年旭川市20歳を祝うつどいの開催について (7) 第9回井上靖記念文化賞受賞者の決定について (8) 旧旭川市立旭川第1小学校の跡利用に係る公募の実施について (9) 学校の統廃合について
6	その他
7	閉会

審 議 内 容		
発 言 者	発 言 要 旨	
教 育 長	《 開 会 》 ただいまから、令和８年３月定例教育委員会会議を開会いたします。 《会議録署名委員》	
教 育 長	本日の会議録署名委員は伊東委員、山崎委員を指名します。 《 前回会議録 》	
教 育 長	会議録ですが、令和７年６月定例会の会議録については、会議録署名委員に近藤委員と坂田委員を指名しておりましたが、近藤委員が退任されたため、改めて山崎委員と坂田委員を指名したいと思います。いかがですか。	
各 委 員	異議ありません	
各 教 育 長	それでは、令和７年６月定例会の会議録署名委員には山崎委員と坂田委員を指名します。	
各 委 員	令和７年５月から令和７年１２月定例会の会議録については、既にお手元に配付されておりますが、その内容について、御意見はありますか。	
各 教 育 長	ありません。	
各 委 員	御意見がありませんので、これを承認することで御異議ありませんか。	
各 教 育 長	異議ありません。	
各 委 員	「異議なし。」と認め、令和７年５月から令和７年１２月定例会の会議録については、承認することといたします。	
各 教 育 長	なお、令和８年１月定例会から２月定例会の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するというところでよろしいですか。	
各 委 員	異議ありません。	
各 教 育 長	「異議なし。」と認め、これら２回の会議録については、調製後、承認することといたします。	
教 育 長	《 審議事項 》	
教 育 長	それでは、審議事項に入ります。	
各 委 員	お手元に配付されております公開及び会議録記載方法の取扱い一覧についてですが、報告第１号から報告第４号まで、報告事項（１）、報告事項（３）から報告事項（５）まで及び報告事項（７）から報告事項（９）までは、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７項ただし書の規定により秘密会としたいと思います。いかがですか。	
各 教 育 長	異議ありません。	
各 委 員	「異議なし。」と認め、報告第１号から報告第４号まで、報告事項（１）、報告事項（３）から報告事項（５）まで及び報告事項（７）から報告事項（９）までは、秘密会といたします。	

各 委 員 教 育 長	また、報告第 1 号から報告第 4 号までは、旭川市教育委員会会議規則の とおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思いますが、いかがで すか。 異議ありません。 「異議なし。」と認め、報告第 1 号から報告第 4 号までは、会議録には概 要を記載することといたします。 それでは、議案第 1 号「旭川市教育委員会事務専決規程の一部を改正する 訓令の制定について」、説明願います。
中瀬学校教育部長	本案は、旭川市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に伴い、関係規 定である旭川市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を制定しよ うとするものです。 変更内容ですが、配偶者同行休業の新設に伴い、別表中、第 28 項に配偶 者同行休業を加えるものです。 配偶者同行休業とは、外国での勤務等する配偶者と、外国で共に生活をす るため、最大 3 年間の休業が認められる制度です。施行日は、令和 8 年 4 月 1 日です。 なお、本案については、旭川市職員の配偶者同行休業に関する条例（案） が現在開会中の旭川市議会第 1 回定例会に議案として提出されており、本 来であれば、条例案が議決後に、教育委員会会議に付議するものです。しか しながら、施行日は令和 8 年 4 月 1 日であり、明日予定されている議決後、 4 月 1 日までの間に会議を招集することが困難であることから、議決前では ありますが付議させていただきました。なお、条例案については、議決が 得られる予定であると伺っています。 この後、本案が決定された場合において、万が一、明日の市議会本会議で 条例案が否決されましたら、直近の教育委員会会議にて、本日付け決定の本 件取消しについて提案させていただきます。
教 育 長 坂 田 委 員	本案について御意見、御質問等がありますか。 例えば、女性教員の場合、配偶者が海外留学する際に同行し、休業できる というものです。
中瀬学校教育部長	教員の場合は北海道の制度が適用されることになるかと思いますが、市 の職員であれば、今回の制度が適用されます。
教 育 長 各 委 員 教 育 長	ほかに、御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、議案第 1 号「旭川市教育委員会事務専決規程の一部を改正する 訓令の制定について」は、原案どおり決定するということで御異議ありませ んか。
各 委 員 教 育 長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第 1 号については、原案どおり決定します。 次に、議案第 2 号「旭川市教育委員会職員の特殊勤務に従事する職員の勤 務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」、説明願いま す。
学 校 保 健 課 長	東旭川学校給食センターの調理等業務の委託の開始に伴いまして、給食 センターに配置する職員の業務内容に変更が生じ、規定する勤務時間の設 定が不要となることから、当該規程別表にあります、東旭川学校給食センタ

教 各 教	育 委 育	長 員 長	一のC勤務を削除するよう改めるものであります。 この訓令の施行日につきましては、令和8年4月1日からの施行としております。 本案について御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、議案第2号「旭川市教育委員会職員の特殊勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定するということで御異議ありませんか。
各 教	委 育	員 長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第2号については、原案どおり決定します。 次に、議案第3号「旭川市学校教育情報化推進計画の改訂について」、説明願います。
学校ICT担当課長			旭川市学校教育情報化推進計画の改訂につきましては、令和7年11月20日から令和7年12月20日までの間で実施した意見提出手続において、概ね御賛同をいただいたところであり、その結果を1月の教育委員会会議で報告後、子育て文教常任委員会で報告、公表いたしました。 今後につきましては、本会議で改訂の御承認いただいた後、市のホームページへ掲載し、本計画を周知してまいります。
教 各 教	育 委 育	長 員 長	本案について御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、議案第3号「旭川市学校教育情報化推進計画の改訂について」は、原案どおり決定するということで御異議ありませんか。
各 教	委 育	員 長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第3号については、原案どおり決定します。 次に、議案第4号「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン(第3期)の改訂について」、説明願います。
教職員課長			今回の改定につきましては、令和7年6月に、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法が改正され、教職員の服務を監督する教育委員会に、業務量管理、健康確保措置実施計画の策定及び公表等が義務づけられるとともに、計画を総合教育会議に報告する仕組みが設けられました。そのため、北海道教育委員会の北海道アクションプランの改訂にならしまして、現存の計画を一部改定した上で活用し、対応することとしました。 改定の内容としましては、令和7年3月の第3期推進プラン策定以降の給特法交付に係る国や道の動きを明記し、学校と教師の業務の3分類については、国から示されたものに修正しております。 第3期推進プランにつきましては、給特法上の業務量管理、健康確保措置実施計画であることを明記しております。
教	育	長	また、教職員の1か月当たりの時間外在校等時間につきましては、45時間以内の上限時間の改正はないことから、目標そのものは改めませんが、国において、平均30時間程度に削減することを目標として、様々な措置を行うこととしているため、その旨を追加で記載してございます。 このほか、国の指針や通知を踏まえ、一部文言を修正しております。 本案について御意見、御質問等がありますか。

坂田委員長 教職員課長	部活動は時間外勤務に含まれますか。 在校等時間に含まれます。なお、部活動指導に関わる負担軽減のため、推進プランには部活動の地域移行に関する記述もあります。
教 育 長 各 委 員 教 育 長	ほかに、御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、議案第4号「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン(第3期)の改訂について」は、原案どおり決定するということで御異議ありませんか。
各 委 員 教 育 長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第4号については、原案どおり決定します。 次に、議案第5号「第5次旭川市子ども読書活動推進計画の策定について」、説明願います。
登野社会教育部次長	最終案については前回の会議で御報告しましたとおり、意見提出手続による変更点はありませんが、附属機関である図書館協議会及び関係部局での確認を踏まえ、文言等の微調整を行っております。 今後は、本会議で御承認いただいた後、市のホームページに掲載するほか、庁内外の関係者や団体等に配付し、計画内容の周知に努めるとともに、次年度からは、本計画に基づき、子どもたちがいつでもどこでも自ら読書に親しむことができる環境づくりに取り組んでまいります。
教 育 長 伊 東 委 員	本案について御意見、御質問等がありますか。 学校では朝の時間に必ず読書をしていますし、学校での読書活動が浸透していると感じます。
教 育 長 各 委 員 教 育 長	ほかに、御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、議案第5号「第5次旭川市子ども読書活動推進計画の策定について」は、原案どおり決定するということで御異議ありませんか。
各 委 員 教 育 長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第5号については、原案どおり決定します。
	《 報告事項 》
教 育 長	それでは、報告事項に入ります。 報告事項(2)「使用料・手数料の見直し案に対する市民参加手続等の結果について」、報告願います。
中瀬学校教育部次長	教育委員会が所管する施設では、東旭川学校給食センター、公民館、市民文化会館、クリスタルホール等の使用料、また、博物館、科学館、彫刻美術館、井上靖記念館の観覧料などが対象となっております。 使用料・手数料の見直し案については、昨年11月21日から12月29日までの期間で意見提出手続を実施するとともに、市民説明会等を開催し、合計188件の意見をいただきました。 内容は、まず意見提出手続におきましては、87個人、3団体から92件の意見提出があり、その内訳は、1個人・団体で複数の意見もあり、延べ数になりますが、料金設定に関するものが81件、算定方法に関するものが13件、施設の稼働率に関するものが12件等となっております。

教 育 長 各 委 員 教 育 長	次に市民説明会等につきましては、全体説明会や個別説明会、附属機関等の会議を合計 9 4 回開催し、参加者数は 5 4 9 人、9 6 件の意見をいただきました。その内訳は、延べ数で、料金設定に関するものが 3 1 件、算定方法に関するものが 1 6 件、減免に関するものが 1 1 件等となっております。 意見提出手続でいただいた御意見に対する旭川市の考え方は、次のページの別紙 1 のとおり、教育委員会関係分について整理しております。 主な意見としましては、現在の物価高騰や施設維持にかかる人件費・経費の増大を考慮すれば、適切な価格への見直しは妥当であるとの意見や、料金の見直しにあわせて、冷房設備の完備やデジタル化による利便性向上を求める要望も寄せられました。 一方、施設使用料の値上げにより、高齢者の外出機会が減ることでフレイルや認知症のリスクが高まり、結果として医療費の増大や地域活力の低下を招くとの意見や、子どもたちの学びや教育機会が制限されることを懸念する意見がありました。 続きまして「使用料・手数料の見直し案（修正案）」については、市民参加手続での意見を考慮するなど、当初案から修正するものになりますが、教育委員会関係分としまして、旭山動物園と科学館共通券があり、旭山動物園における直近の市民利用の状況等を踏まえ、当初案より減額する修正をしており、共通券についても当初案 3, 1 0 0 円から 2, 9 0 0 円に減額する修正をしております。 今回の修正案につきましては、3 月下旬までに、各附属機関等において説明・報告を行うこととしており、今後は附属機関等からいただいた意見等も考慮しながら、4 月上旬に料金改定の最終案をとりまとめ、6 月の市議会に関連議案を提出し、1 0 月から新料金を適用する予定です。 本報告について、御意見、御質問はありますか。 ありません。 それでは、報告事項（2）「使用料・手数料の見直し案に対する市民参加手続等の結果について」は、報告を受けたこととします。 次に、報告事項（6）「令和 9 年旭川市 2 0 歳を祝うつどいの開催について」、報告願います。
松野郷社会教育部次長 教 育 長	令和 9 年旭川市 2 0 歳を祝うつどいの開催日や開催場所等について、今月 1 1 日に行ないました第 6 回 実行委員会で承認されましたので、御報告いたします。 つどいの開催日につきましては、今年のつどい参加者にアンケート調査を実施した結果、約 9 割の方が、本年同様、成人の日の前日の日曜日が良いと回答しており、実行委員会においても同様の意見であったため、令和 9 年の 2 0 歳を祝うつどいにつきましても、成人の日の前日の、令和 9 年 1 月 1 0 日、日曜日に開催したいと考えております。 また、資料 1 のとおり会場は例年どおり旭川市民文化会館で開催し、参加人数の関係から、午前、午後の 2 部構成とし、それぞれ午前 1 1 時と、午後 3 時からの開始を予定しております。 今回、御報告した、開催日時や会場、地区割につきましては、4 月に、市のホームページで公表いたします。 本報告について、御意見、御質問はありますか。

山崎委員 松野郷社会教育部次長	旭川市に住民登録がない方でも参加できますよね。 1 1 月末時点で旭川市に住民登録がない方でも、御連絡をいただければ参加が可能で、ホームページでも御案内しています。
山崎委員 松野郷社会教育部次長	市教委に連絡しない限り、わからないということですか。
	保護者から御連絡をいただいております、参加を希望する方には概ね御案内することができたと考えております。
教 育 長 各 委 員	ほかに、御意見、御質問はありますか。 ありません。
教 育 長	それでは、報告事項（6）「令和9年旭川市20歳を祝うつどいの開催について」は、報告を受けたこととします。
	《 そ の 他 》
教 育 長 各 委 員	他に、何かありますか。 ありません。
事 務 局	ありません。
	《 秘 密 会 》
教 育 長	ここからは、秘密会といたします。
	＜報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」＞
	令和8年2月18日付け旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。
	＜報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」＞
	令和8年2月1日付けから同年2月17日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。
	＜報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」＞
	令和8年1月19日付けから同年2月26日付けまで及び3月13日付けの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。
教 育 長	報告第4号「旧旭川市立旭川第1小学校施設跡利用候補者選定委員会委員の委嘱（臨時代理）について」及び報告事項（8）「旧旭川市立旭川第1小学校の跡利用に係る公募の実施について」は、関連がありますので、一括して説明をお願いします。
	＜報告第4号「旧旭川市立旭川第1小学校施設跡利用候補者選定委員会

	委員の委嘱（臨時代理）について」> 令和8年3月19日付けから跡利用候補者の選定日までを任期とする旧旭川市立旭川第1小学校施設跡利用候補者選定委員会委員を委嘱することについて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。
適正配置担当課長	次に、報告事項（8）について御報告いたします。これまでホームページ等で広く施設の跡利用希望を募っていたところですが、この度跡利用を希望する事業者からの事業提案があったことを受け、公有財産の有効活用を図ることを目的として、広く希望者を募集するため公募を実施いたします。
	現在、公募要項を作成するため、第1回選定委員会を書面会議により開催しているところであり、3月31日までに協議を行った後、4月6日から公募を開始する予定です。募集要項は教育委員会で配布するほか、ホームページ上で公表いたします。
	今後のスケジュールにつきましては、公募期間は令和8年4月6日から6月5日までを予定しており、6月に選定委員会を開催し、提案のあった事業内容等を審査の上、跡利用候補者を選定する予定です。
教 育 長	公募の結果につきましても、教育委員会会議にて報告いたします。
坂 田 委 員	本案について、御意見、御質問等がありますか。
適正配置担当課長	提案があった事業内容の4項目は、1つの会社からですか。
教 育 長	提案があったのは1社からです。
各 委 員	ほかに、御意見、御質問等がありますか。
教 育 長	ありません。
各 委 員	それでは、報告第4号「旧旭川市立旭川第1小学校施設跡利用候補者選定委員会委員の委嘱（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。
学 校 教 育 部 主 幹	異議ありません。 「異議なし。」と認め、報告第4号については、報告のとおり了承することとし、報告事項（8）「旧旭川市立旭川第1小学校の跡利用に係る公募の実施について」は、報告を受けたこととします。 次に、報告事項（1）「いじめの重大事態に係る調査報告書及び公表について」、報告願います。 本件は、令和7年8月、本件生徒が、卓球部の全国大会の宿泊先において、入浴中、生徒Aに本件生徒の陰部を含む裸の写真を撮られ、当該画像を拡散させられるとともに、生徒Aから当該画像を受け取った生徒B及び生徒Cが、当該画像を友人に送信した事案です。令和7年10月、学校は、いじめにより心身に重大な被害が生じた疑いがあるものとして、いじめ防止対策推進法に規定された生命心身財産重大事態として、調査を行ったものです。 調査については、調査主体を学校とし、学校いじめ対策組織に教育委員会職員のほか、調査の公平性・中立性を担保するため、いじめ防止対策推進部職員や弁護士、心理士を加えた組織で行いました。 調査報告書では、いじめの認定について、本件生徒が被害を訴えた2つの行為がいじめに該当すると認めるとともに、本件生徒は、該当行為によって、周囲の生徒に対して疑念を抱いたり、学校生活に不安を感じたりするな

教 育 長 伊 東 委 員	ど、精神に重大な被害が及んだため、重大事態であると判断したとされております。 学校の対処については、スマートフォンやSNS等の適切な使い方の指導を徹底するために、望ましい使用の仕方やコミュニケーションの在り方について考える機会の充実のために、情報モラル教育の一層の推進を図っています。 本重大事態への対処については、安心して学校生活送ることができるようにするため、第3学年所属教員を中心に授業中や休み時間における見守り活動を行っています。 再発防止に向けた今後の学校の取組については、学校行事や部活動の大会や遠征等で、端末等の使用に関わる事前指導の徹底、情報教育の学校全体計画に基づいた、各教科における情報に係る指導や外部講師を活用した安全教室の実施、性に関する指導の学校全体計画に基づいた、性の尊重や性的画像の送信・拡散が及ぼす心身への影響についての学習などを、全教職員で取り組んでいるとされております。 これらをまとめました調査報告書については、令和8年1月27日、教育委員会職員立会いの下、学校から本件生徒の保護者に対して、内容を説明し、同年2月10日、調査結果について理解を得ております。 また、保護者からは、調査結果について意見はないと確認しているものの、調査報告書については公表したいとの意向があったことから、概要版の公表についても作成し、調査報告書と同日である1月27日に、公表内容について了承を得ております。 市立学校におけるいじめの重大事態に関する調査報告書（概要版）の作成にあたっては、いじめの重大事態に関する調査結果の公表の指針に基づき、1当該事案の概要、2調査組織及び調査期間、3いじめの定義等、4事実経過を踏まえた検証、5当該事案に係る学校の対応の課題について、6当該事案への対処及び再発防止策について、の6項目で構成するとともに、一般の方のみならず特定の学校関係者等であっても個人識別できないよう配慮して整理しております。 今後は、本会議での御説明を経て、4月開催の子育て文教常任委員で報告し、その後、本市のホームページに6ヵ月掲載する予定となっております。 本報告について、御意見、御質問等がありますか。 本事案が発生したということ自体は非常に残念なことです。学校としては警察、教育委員会とも連携し、非常に迅速に組織的に対応しました。発生した事案は良くありませんが、学校対応の好事例として、各学校に共有してほしいと思います。
教 育 長 各 委 員 教 育 長	ほかに、御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項（1）「いじめの重大事態に係る調査報告書及び公表について」は、報告を受けたこととします。 次に、報告事項（3）「「あさひかわ子どもの資質能力育成ビジョン」の策定について」、報告願います。
教 育 指 導 課 長	令和7年度までは、確かな学力の育成に向け、教育指導課が推進している事業等や市内小・中学校の重点的な取組を体系化した旭川市確かな学力育

教 育 長 各 委 員 教 育 長	成プランを作成してまいりました。 本ビジョンは、所管する事業や取組を改めて整理し、確かな学力に留まらず本市が目指す学校教育の全体像を示すことができるよう、再構築したものであります。 具体的には、第２期旭川市学校教育基本計画（改訂版）が掲げる目指す子ども像の実現に向け、豊かな心と健やかな体を育成する教育、確かな学力を育成する教育、子どもたちの多様な個性を伸ばす教育の３つの柱を軸に、本市全体として取り組む内容とそれぞれの達成に向けた手立てである各事業や研修等について系統的に示しております。 各学校においては、本市が推進している教育施策の可視化が図られ、教育活動とのつながりを把握できるものとしております。 今後につきましては、４月の校長会議及び教頭会議で説明し、周知の徹底を図るほか、教育指導課による学校訪問指導等において、本ビジョンに基づく各学校の取組状況について確認し、伴走的な指導助言を行ってまいります。 本報告について、御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項（３）「あさひかわ子どもの資質能力育成ビジョン」の策定について」は、報告を受けたこととします。
教 育 長 教 育 指 導 課 長	次に、報告事項（４）「新たな学びの場の創出について」、報告願います。 本件については、従来の画一的な教育から脱却し、誰一人取り残さず、個人の可能性を最大限に伸ばすため、国の制度を積極的に導入し、不登校児童生徒の受け皿となる学びの多様化学校と、特色ある教育活動を先導的に推進するスーパースクールを設置し、本市における新たな学びの場を創出しようとするものであります。 学びの多様化学校については、文部科学省の指定を受け、不登校児童生徒の実態に配慮し、特別な教育課程を編成できることから、不登校児童生徒が登校しやすいよう、年間の総授業時数を削減し、ゆとりある日課とするとともに、ものづくりや農業など本市の強みを生かした体験活動や対人関係スキルの育成など、実態に即した柔軟な学びの場を提供し、誰一人取り残されない教育を実現してまいりたいと考えております。 スーパースクールについては、文部科学省の教育課程特例校制度又は授業時数特例校制度を活用し、中心市街地の特性と地域資源を最大限に活用することにより、確かな学力とこれからの社会に求められる探究力などを育成する特色ある教育活動を先導的に推進し、市内の各学校に成果を還元・普及できるよう、設置を目指すものであります。 両校共に、統廃合対象の過小規模校の校舎を活用し、市内全域から通学可能な特認校として、令和１１年４月の開校に向けて、検討を進めてまいります。
教 育 長 坂 田 委 員 教 育 指 導 課 長	本報告について、御意見、御質問等がありますか。 各学校に成果を還元するということはどういうことですか。 スーパースクールについては、文部科学省の指定を受けて、特色ある教育内容とし、そこで得られた子どもたちの学びや、教員の指導や工夫などの得られた成果を、他の学校に研修等様々な方法で還元するというものです。

坂 田 委 員	特化する科目に時間を割いてしまうと、他の科目が疎かになってしまうということはありませんか。
教 育 指 導 課 長	あくまで文部科学省の枠組みの中で実施するものであり、他の学校に比べて、知・特・体のいずれかを著しく育成しようとするものではありません。今後、学習指導要領も変わりますので、そういったものを先行して進めることによって、その成果を還元したいと考えています。
坂 田 委 員	スポーツ特認校のような、スポーツに特化した学校になることはありますか。
教 育 指 導 課 長	スポーツに特化するということはありませんが、スポーツに特色ある教育ということであれば、一例ではありますが、オリンピックを招き体育の授業を行うなどが考えられるかもしれません。体育の時数を大幅に増加させるということは、現時点では考えておりません。
伊 東 委 員	2校を設置するということが保護者にとってわかりにくいのではないのでしょうか。保護者の中には、2つの学校が新たに建つと考える方もいるのではないのでしょうか。
学 校 教 育 部 長	新しい学校はできますが、建物はできないということをしっかりと説明していきます。
伊 東 委 員	統廃合対象校が廃校となり、その校舎を使って新たな学校が新設されるということですね。
教 育 指 導 課 長	そうです。
鎌 本 委 員	不登校児童生徒が通学できる学校を設置しようとすることは理解できますが、例えば、不登校ではありませんが、特色のある学校ができればそちらに通学したい、という理由が認められるとすれば、本来の趣旨から変わってしまうのではないかと思います。
教 育 指 導 課 長	学びの多様化学校については不登校児童生徒が対象ですので、特色ある教育だけを希望する児童生徒は対象外とします。 スーパースクールについては、既存の特認校と同様に希望者は全市から通学できるようにしたいと考えております
坂 田 委 員	定員はどの程度ですか。
教 育 指 導 課 長	いずれも小中学校の義務教育学校を考えており、調整中ですが各学年1学級を想定しています。学びの多様化学校については全国的に見ると多くても1学級10～15名です。
教 育 長	ほかに、御意見、御質問等がありますか。
各 委 員	ありません。
教 育 長	それでは、報告事項（4）「新たな学びの場の創出について」は、報告を受けたこととします。
教 育 指 導 課 長	次に、報告事項（5）「いじめの重大事態に係る訴訟への対応状況について」、報告願います。 本件については、令和8年2月定例教育委員会会議において御承認いただいた、いじめの重大事態に係る訴訟の和解について、その後の対応の経過を報告するものです。 2月5日に、市長に対し、和解による解決について意見を申し出たところであり、その後、市長から、2月20日に開会となった令和8年第1回定例会に議案が提出され、審議を経て、2月26日の本会議において議決を得て

教 各 教	育 委 育	長 員 長	おります。 今後につきましては、明日３月２６日に開催される和解期日において、裁判所の指揮の下、原告と和解に合意し、和解調書を作成した上で、その後、本市から原告に和解金を支払うこととなります。 本報告について、御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項（５）「いじめの重大事態に係る訴訟への対応状況について」は、報告を受けたこととします。 次に、報告事項（７）「第９回井上靖記念文化賞受賞者の決定について」、報告願います。 第９回井上靖記念文化賞につきましては、２月４日の定例教育委員会会議において推薦状況を報告していたところです。その後、２月２８日に東京都内で選考委員会を開催し、協議した結果、２６件の候補の中から、受賞者が決定いたしました。 第９回井上靖記念文化賞の受賞者は、歴史学者の藤原 辰史（ふじはら たつし）氏です。 授賞理由は、「生きることの基本には食べることがある。しかし歴史研究の中で食や農が軽んじられてきたことは否めない。藤原辰史氏はその歴史研究、社会経済研究の根に食と農を置く。戦争、政治、ナチズム、環境経済、それらを『食べること』の原基として考察することはまさに現代的課題である。藤原氏の業績はそれに応えている。」です。 贈呈式につきましては、本年５月２３日１６時からアートホテル旭川にて開催する予定です。また、贈呈式終了後に、受賞者による記念講演会を行うことも予定しております。詳細が決まりましたら、御案内させていただきますので、よろしく願いいたします。
教 各 教	育 委 育	長 員 長	本報告について、御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項（７）「第９回井上靖記念文化賞受賞者の決定について」は、報告を受けたこととします。 次に、報告事項（９）「学校の統廃合について」、報告願います。 正和小学校について、保護者及び地域の理解を得て、統廃合とすることとしましたので、御報告いたします。 正和小学校は、旭川市立小・中学校適正配置計画において、統廃合対象校として位置付けており、これまで統廃合に向けて取組を進めてまいりました。現在の児童数は４３人と計画策定時から半減しており、学級数も５学級と複式学級となっています。 今年度に入り、計画改訂の説明会を行ったほか、保護者や未就学時の保護者を対象にアンケートや説明会で、統廃合についての意向を確認してまいりました。保護者の意向としてはおおむね、統廃合はやむを得ないという意見であり、ある程度の人数がいる４年生が卒業する時期に合わせ、令和１０年３月末で統廃合することについて、御理解をいただきました。 地域の方や同窓会につきましても、説明会等で説明し、統廃合について御理解いただいたことから、一昨日、令和８年３月２３日に、ＰＴＡ、地域、同窓会と学校、市教委が一堂に会し、統廃合に関する最終確認を行い、統廃

教 育 長 坂 田 委 員 適正配置担当課長	合を進めることといたしました。 正和小学校の通学区域は永山地区と新旭川地区にまたがっておりますので、統合先はアンケートでの御意見を踏まえ、永山南小学校、新富小学校、東五条小学校の３つに分けて統合いたします。 保護者の皆様からは、大きな学校に行くことや通学距離が遠くなることについて不安の声をいただいております、統合先との事前交流や通学支援の検討について説明しております。 今後の手続につきましては、上の子どもの卒業に合わせ、下の子どもを転校させたいという意見もありますので、統廃合前年度でも統合先校へ転入学できるよう、統廃合を決定する旭川市立小中学校設置条例の改正を速やかに行いたいと考えております。 現在、関係部局と調整しておりますが、早ければ市議会第２回定例会において条例改正の議決を得たいと考えており、その場合は、４月又は５月の定例教育委員会会議において、統廃合に伴う旭川市立小中学校設置条例改正の申出について諮る予定です。
伊 東 委 員 適正配置担当課長	本報告について、御意見、御質問等がありますか。 令和７年度と８年度の入学者数は何人ですか。
鎌 本 委 員 適正配置担当課長	正和小学校の校区内ですが永山地区に住んでいる方が多く、永山南小学区に入学する児童が多い状況です。令和７年度は３名、８年度は１名の見込みです。
山 崎 委 員 教 育 長 適正配置担当課長	新富小学校の方が近いですが、東五条小学校にも統合するのですね。 未就学世帯や、保護者世帯の希望が３校に分かれていたことから３校への統合ということを考えています。
伊 東 委 員 適正配置担当課長	統廃合が決まっても募集停止はしないのですか。 学校が閉校することを説明したうえで、入学や転入希望があれば受け入れることになります。
教 育 長 各 委 員 教 育 長	日本製紙に勤める家庭の子どもが通う学校というイメージがあります。 今は日本製紙の官舎から通学する児童はあまりいないということですね。
教 育 長 各 委 員 教 育 長	パルプ町内会にも話を伺いましたが、官舎には若い世代があまりおらず、子どもが生まれたら官舎を離れてしまうということを聞いています。 他の統廃合対象校についても取組を進めているのですか。 説明会やアンケート調査など実施しています。
教 育 長 各 委 員 教 育 長	ほかに、御意見、御質問等がありますか。 ありません。
教 育 長 各 委 員 教 育 長	それでは、報告事項（９）「学校の統廃合について」は、報告を受けたこととします。 《 そ の 他 》 本日の審議事項は以上ですが、他に何かありますか。 ありません。 それでは、以上で令和８年３月定例教育委員会会議を終了いたします。

《 閉 会 》